CFP[®]資格審査試験問題集(相続·事業承継設計) 2018 年度第 1 回

(本書籍の下記のページに誤りがありました。お詫びして訂正いたします。)

- ・77ページ 問題 45 (設問 B)
 - (誤) 原則的評価方式によって評価した金額は(問題44)より800円であるので、500円を選択する。
 - (正) ④原則的評価方式による評価額

中会社の原則的評価方式は、次の算式により計算した金額によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、次の算式の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算することもできる(同基本通達179(2))。なお、次の算式の1株当たりの純資産価額は、株式を取得した者とその同族関係者が保有する議決権割合が50%以下であるときは、80%を乗じて計算した金額とするが、算式の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算するとした場合の純資産価額は80%を乗じた金額とすることはできない(同基本通達185)。

1株当たりの相続税評価額=類似業種比準価額×L+1株当たりの純資産価額×(1-L)

1,000 円×0.90+800 円×80%× (1-0.90) = 964 円

算式中の「類似業種比準価額」を 1 株当たりの純資産価額により計算した場合のR G社の相続税評価額は 800 円 $\times 0.90 + 800$ 円 $\times 80\% \times (1-0.90) = 784$ 円

となるため、評価額が低い784円を選択する。

⑤RG社の1株当たりの相続税評価額

③<④ ∴500円

2019年10月 (7706) NPO法人日本FP協会